警報発令時における講義等の取扱いに関する申し合わせ

平成 16 年 10 月 20 日

警報発令時における講義等の取扱いについては、原則として、以下により取り 扱うものとする。

- 1 午前 6 時現在、講義等が行われる地域に、次に掲げるいずれかの防災気象情報が発令されていれば、休講とする。
 - (1) 特別警報
 - (2) 警報:大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪
- 2 午前6時以降に、前号の地域に、いずれかの警報が発令された場合は、以降 の講義等は休講とする。
- 3 ただし、午前9時現在、上記の警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発令されないときは、午後1時以降に開始される講義等を実施する。
- 4 午後6時以降に開始される講義等については、第1号及び第2号の「午前6時」の文言を「午後3時」に読み替えることとする。
- 5 講義等の際にいずれかの警報が発令された場合は、教員の判断により休講 とする。
- 6 波浪、高潮警報については、単独の警報発令では休講としないものとする。
- 7 警報発令がなく、交通機関が運行中止の場合は、運行中止の証明書を提出すること等により、受講したこととするなどの救済措置を講ずることとする。
- 8 この申し合わせは、令和2年11月4日から適用する。